

令和6年9月20日

中国電力健康保険組合
被保険者のみなさまへ

中国電力健康保険組合

被扶養者認定事務取扱要則の一部改正について（通知） 《雇用保険における失業給付金の受給者に関する認定要件の廃止》

被扶養者認定事務取扱要則について、下記のとおり一部改正を行いましたので、通知します。

記

○被扶養者認定事務取扱要則の一部改正

（1）改正内容

〔改正前〕

「雇用保険の失業給付金」（以下「失業給付金」という）の受給資格を有する者については、失業給付金の待期期間、給付制限期間および受給の間は被扶養者として認定しない。

〔改正後〕

上記〔改正前〕の取扱いは廃止する。

※改正内容の詳細は、別紙1「被扶養者認定事務取扱要則 新旧対照表」のとおり

《補足①》

他の必要な認定要件をすべて満たしていれば、失業給付金の受給有無に関わらず、被扶養者として認定する。

《補足②》

被扶養者の年間収入要件[※]については、認定日（異動日）以降1年間の収入見込額（失業給付金を受給する場合は、失業給付金を含む）により判定する。

※ 認定対象者の年間収入が130万円未満。（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は180万円未満。）

（2）改正の目的および理由

失業給付金の受給に関する取扱いが複雑で、加入者にとって分かりにくい運用となっていること。また、国が推し進めている雇用保険の対象者拡大、労働移動（転職）の円滑化など、近年の社会情勢の変化を踏まえ、今日的な観点から失業給付金に関する取扱いを見直す。

(3) 改正年月日

令和6年10月1日(火)

(4) 帳票の一部見直し

・今回の制度改正に伴い、提出帳票のうち「健康保険 被扶養者異動届(健保10)」および「扶養状況届(子の出生以外の時)」の様式を一部見直す。

・しばらくの間は申請内容に応じて旧帳票による申請(使用)も可能とするが、今回の制度改正に伴い、被扶養者の認定を申請する場合は、必ず新様式の「扶養状況届(子の出生以外の時)」を使用することとする。

(5) その他

認定対象者がこれまで公務員であった場合は、上記の「雇用保険の失業給付金」を「失業者の退職手当」と読み替え適用する。

[添付書類]

- 別紙1 …………… 被扶養者認定事務取扱要則 新旧対照表
- 別紙2 …………… 被扶養者認定事務取扱要則の一部改正に関するQ&A
- 帳票(新様式) …… ・健康保険 被扶養者異動届(健保10)
・扶養状況届(子の出生以外のとき)

以 上

中国電力健康保険組合 代表電話：082-544-2844

被扶養者認定事務取扱要則 新旧対照表（令和6年10月1日改正）

（下線は見直し部分）

改正後	改正前	改正理由
<p style="text-align: center;">昭和41年10月1日 施行 <u>令和6年10月1日 一部改正</u></p> <p>別紙 被扶養者認定の細部取扱</p> <p>（1～6 省略）</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>7.</u>（中略）</p> <p><u>8.</u>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">昭和41年10月1日 施行 <u>令和6年4月1日 一部改正</u></p> <p>別紙 被扶養者認定の細部取扱</p> <p>（1～6 省略）</p> <p><u>7. 雇用保険における失業給付金の受給者に関する認定</u></p> <p><u>(1) 雇用保険の失業給付金の受給資格を有する者については、失業給付金の待期間、給付制限期間および受給の間は被扶養者として認定しない。</u></p> <p><u>ただし、これまで給与収入があった者で、かつ、被扶養者の年間収入の基準を満たしていた者が、退職等により雇用保険を受給する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 公務員であった者が、退職後支給される失業者の退職手当を受給する場合も、上記(1)と同様の取扱いとする。</u></p> <p><u>8.</u>（中略）</p> <p><u>9.</u>（中略）</p>	<p>○改正年月日の更新</p> <p>○失業給付金の受給有無による認定可否の取扱は廃止する</p> <p>○条番号の繰り上げ</p> <p>○条番号の繰り上げ</p>

以上

被扶養者異動届の添付書類一覧表 新旧対照表 (令和6年10月1日 改正)

(下線は見直し部分)

改正後		改正理由
被扶養者異動届の添付書類一覧表		
必ず添付を要するもの 共通(必須) ※ 下記の事由に該当しない場合は、右記の書類のみ提出する。 ※ 下記の事由に該当する場合は、右記の書類に加え、該当する事由すべての書類を提出する。		○制度改正に伴う提出書類の見直し
扶養状況届	※ 原本を提出	
所得証明書 (直近の収入額が確認できるもの)	※ 年度年齢16歳未満の者は提出不要 ※ 年度年齢16歳以上の者で学生の場合は学生証または在学証明書で代用可能	
住民票 (認定対象者および同居している世帯全員の統柄のあるもの)	※ 提出日(健康保険組合の受付日)から遡って90日以内に発行されたもの(可能な限り直近に交付されたものを添付すること) ※ 本籍地の記載がある場合、本籍地は消して提出 ※ 個人番号の記載がある場合、個人番号は消して提出	
認定対象者の続柄		
	配偶者	子(養子・養女を含む)
	被保険者の父母(養父母)、 祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者の父母(養父母)、 祖父母、曾祖父母
	配偶者の子 内縁の配偶者の子	その他家族 (三親等内の親族)
被保険者と別居している	① 戸籍謄本(被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの) ※ 本籍地は消して提出 ② 経済的援助(仕送り)の実績(送金日・送金者・受領者・金額)が確認できるもの(ただし、未就学の子および学生の子は提出不要)	
日本国内に住居がない	④ 外国において留学をする学生	① 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等のいずれか
	⑤ 外国に赴任する被保険者に同行する者	① 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書のいずれか
	⑥ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	① 査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等のいずれか
	⑦ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、①と同等と認められる者	① 出生証明書、婚姻証明書のいずれか
	⑧ ④～⑦までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※ 個別判断
現在、職に就いている(パートタイマー・アルバイトを含む)	① 認定日(異動日)以降の1年間に支給される給与や賞与・手当・交通費等の金額が確認できるもの(事業主証明または雇用契約書、労働条件通知書等)	
以前、職に就いていた(パートタイマー・アルバイトを含む)	雇用保険に加入していた	雇用保険失業給付を受給するが、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満のとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給資格者証 ※ ②については、取得後速やかに提出 雇用保険失業給付を受給延長したとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給延長証明書 または 受給期間延長通知 ※ ②については、取得後速やかに提出 雇用保険失業給付を受給しないとき または、雇用保険失業給付の加入期間未達のとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 離職票(1) ※ ②については、取得後速やかに提出 雇用保険失業給付の受給途中で、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満になったとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給資格者証
	雇用保険に加入していなかった	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等)
これまで公務員であった	失業者の退職手当が支給されないとき (勤続年数が概ね4年以上、非常勤職員、再任用職員等)	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等)
	失業者の退職手当が支給されるとき (常勤の職員であって、勤続年数が概ね3年以内)	失業者の退職手当を受給するが、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満のとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給資格者証 ※ ②については、取得後速やかに提出
		失業者の退職手当を受給延長したとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給延長の証明 または 受給期間延長の通知 ※ ②については、取得後速やかに提出
		失業者の退職手当を受給しないとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等)
失業者の退職手当の受給途中で、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満になったとき ① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給資格者証		
年金受給者	すでに受給しているとき ① 最新の年金振込通知書 または 最新の年金改定通知書 認定日以降1年のうちに受給が開始するとき ① 年金見込み額照会回答書 または 最新のねんきん定期便	
自営業者	収入が認定基準内のとき ① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書)	
	収入が減少し認定基準内になる見込みのとき(将来にわたって減少したまま) ① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「収入が減少した理由」および「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書) 廃業したとき ① 個人事業の廃業届出書(税務署の受付印があるもの)	
株等の資産運用によって得た収入があるとき ① 直近の確定申告書 ② 直近1年間の取引結果が確認できるもの		
上記に記載する事項に起因するもの以外の収入があるとき ① その収入額が確認できる証明や公的な書類		
認定対象者に配偶者がいるとき	「認定対象者の配偶者」の ① 直近の所得証明書 ② 認定日(異動日)1年間の収入見込額が確認できるもの	
被保険者の配偶者が、被扶養者ではないとき(夫婦が共働きの場合)	「被保険者」および「被保険者の配偶者」双方の ① 直近の所得証明書 ② 認定日(異動日)以降の1年間の収入見込額が確認できるもの	
● 扶養状況届および被保険者や認定対象者が作成する各種申立書・事業主が作成する収入に関する証明書等は、原本を提出する。 それ以外の添付書類は、写し(コピー)を提出する(原本を提出しても返却しない)。 ● 「学生」とは、学校教育法第1条および第134条に定める学校(外国の学校の場合はこれに準ずる)に就学する学生および予備校生等のことをいう。 ただし、卒業を目的としない聴講生や短期留学などの1年未満の就学、資格取得のためのスクール等に通学している場合は、「学生」とはみなさないことから所得証明書(別居のときは、経済的援助の実績が確認できる書類も必要)の提出が必要。 ● 上記書類では審査等ができない場合は、別途、戸籍謄本およびその他書類(例:扶養状況申告書や申立書)の追加提出や被保険者への聞き取り等を依頼する。 ● 上記書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。		

改正前

改正理由

被扶養者異動届の添付書類一覧表

必ず添付を要するもの 共通(必須) ※ 下記の事由に該当しない場合は、右記の書類のみ提出する。 ※ 下記の事由に該当する場合は、右記の書類に加え、該当する事由すべての書類を提出する。	扶養状況届	※ 原本を提出
	所得証明書 (直近の収入額が確認できるもの)	※ 年度年齢16歳未満の者は提出不要 ※ 年度年齢16歳以上の者で学生の場合は学生証または在学証明書で代用可能
	住民票 (認定対象者および同居している世帯全員の続柄のあるもの)	※ 提出日(健康保険組合の受付日)から遡って90日以内に発行されたもの(可能な限り直前に交付されたものを添付すること) ※ 本籍地の記載がある場合、本籍地は消して提出 ※ 個人番号の記載がある場合、個人番号は消して提出

		認定対象者の続柄							
		配偶者	子(養子・養女を含む)	被保険者の父母(養父母、 祖父、曾祖父、兄弟姉妹)	配偶者の父母(養父母、 祖父、曾祖父)	配偶者の子 内縁の配偶者の子	その他家族 (三親等内の親族)		
認定対象者の状況に応じて提出する書類(右記の事由で該当するものすべての書類を提出する)	被保険者と別居している	① 戸籍簿本(被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの) ※ 本籍地は消して提出 ② 経済的援助(仕送りの実績(送金日・送金者・金額)が確認できるもの(ただし、未就学の子および学生の子は提出不要)							
	日本国内に 住民票がない	④ 外国において留学をする学生	① 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等のいずれか						
		① 外国に赴任する被保険者(同行する者)	① 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等のいずれか						
		④ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	① 査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等のいずれか						
		④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、 ①と同等と認められる者	① 出生証明書、婚姻証明書等のいずれか						
	⑥ ③～⑤までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※ 個別判断							
	現在、職に就いている(パートタイム・アルバイトを含む)	① 認定日(異動日)以降の1年間に支給される給与や賞与・手当・交通費等の金額が確認できるもの(事業主証明または雇用契約書、労働条件通知書等)							
	以前、職に 就いていた (パートタイム・ アルバイトを 含む)	雇用保険に加入していた	雇用保険失業給付を受給延長したとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 離職票(1)					
			雇用保険失業給付を受給しないとき (認定申請時および認定後も) または、雇用保険失業給付の加入期間未達るとき	③ 雇用保険受給延長証明書 または 受給期間延長通知 ④ 健康保険資格喪失証明書(国民健康保険加入者を除く)					
		雇用保険に加入していなかった	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 離職票(1) または 雇用保険資格喪失確認通知書						
これまで 公務員であった	「失業者の退職手当」が支給されるとき (常勤の職員であって、 勤続年数が概ね3年以内)	失業者の退職手当が支給されるとき (勤続年数が概ね4年以上、非常勤職員、再任用職員等)	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 退職の辞令 ③ 共済組合の資格喪失証明書						
		「失業者の退職手当」を受給しないとき (認定申請時および認定後も)	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 退職の辞令 ③ 共済組合の資格喪失証明書						
		「失業者の退職手当」を受けられる者が、 妊娠・出産・病気等により受給延長をしたとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給延長の証明 または 受給期間延長の通知						
	「失業者の退職手当」の受給が終了したとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給資格証 ※支給終了等の記載があるもの							
年金受給者	すでに受給しているとき	① 最新の年金振込通知書 または 最新の年金改定通知書							
	認定日以降1年のうちに受給が開始するとき	① 年金見込み額照会回答書 または 最新のねんきん定期便							
自営業者	収入が認定基準内のとき	① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書)							
	収入が減少し認定基準内になる見込みのとき(将来にわたって減少したまま)	① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「収入が減少した理由」および「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書)							
	廃業したとき	① 個人事業の廃業届出書(税務署の受付印があるもの)							
株等の資産運用によって得た収入があるとき	① 直近の確定申告書 ② 直近1年間の取引結果が確認できるもの								
上記に記載する事項に起因するもの以外の収入があるとき	① その収入額が確認できる証明や公的な書類								
認定対象者に配偶者がいるとき		「認定対象者の配偶者」の ① 直近の所得証明書 ② 認定日(異動日)1年間の収入見込額が確認できるもの							
被保険者の配偶者が、被扶養者ではないとき(夫婦が共働きのとき)		「被保険者」および「被保険者の配偶者」双方の ① 直近の所得証明書 ② 認定日(異動日)以降の1年間の収入見込額が確認できるもの							

- 扶養状況届および被保険者や認定対象者が作成する各種申立書・事業主が作成する収入に関する証明等は、原本を提出する。 それ以外の添付書類は、写し(コピー)を提出する(原本を提出しても返却しない)。
- 「学生」とは、学校教育法第1条および第134条に定める学校(外国の学校の場合はこれに準ずる)に就学する学生および予備校生等のことをいう。
ただし、卒業を目的としない聴講生や短期留学などの1年未満の就学、資格取得のためのスクール等に通学している場合は、「学生」とはみなさないことから所得証明書(別居のときは、経済的援助の実績が確認できる書類も必要)の提出が必要。
- 上記書類では審査等ができない場合は、別途、戸籍簿本およびその他書類(例:扶養状況申告書や申立書)の追加提出や被保険者への聞き取り等を依頼する。
- 上記書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の訳文を添付する。

被扶養者認定事務取扱要則の一部改正に関する Q & A

(令和 6 年 10 月 1 日 改正分)

《制度改正のポイントについて》

Q 1. 今回の制度改正で何がどう変わるのですか。

A 1. 従来、失業給付金の受給中（待期期間、給付制限期間を含む。）は被扶養者の認定を受けることができませんでしたが、令和 6 年 10 月 1 日以降は、失業給付金の受給有無にかかわらず、被扶養者の認定を受けることができるようになります。

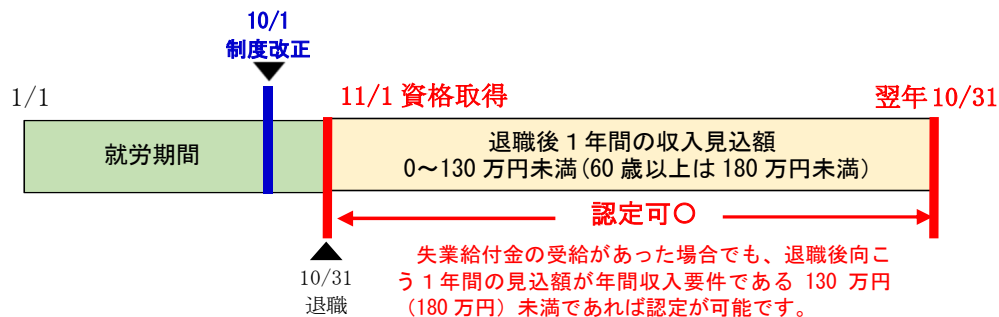
ただし、年間収入 130 万円未満など、他の必要な要件については、従来どおり満たす必要があります。

《制度改正に伴う被扶養者資格の取得について》

【事例①】配偶者の退職に伴う被扶養者認定 [失業給付金の受給予定あり]

Q 2. 現在、職に就いている配偶者が令和 6 年 10 月 31 日で退職します。退職日翌日の（11 月 1 日）から、配偶者を被扶養者とすることはできますか。

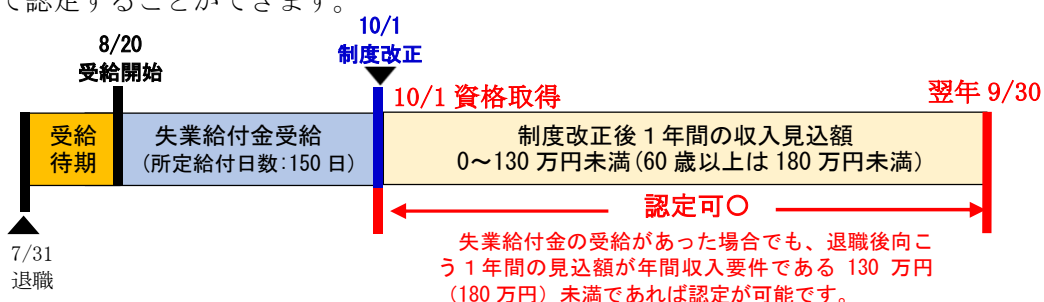
A 2. 失業給付金の受給見込額を含め、退職日の翌日から向こう 1 年間（R6. 11. 1～R7. 10. 31）の収入見込額が 130 万円未満（60 歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は 180 万円未満）であり、その他の認定要件も満たしていれば、11 月 1 日から被扶養者として認定することができます。



【事例②】10 月 1 日時点で失業給付金を受給中の被扶養者認定

Q 3. 令和 6 年 7 月 31 日に退職し、8 月 20 日から失業給付金を受給している配偶者がいます。制度改正日の 10 月 1 日から、配偶者を被扶養者とすることはできますか。

A 3. 失業給付金の受給見込額を含め、制度改正日から向こう 1 年間（R6. 10. 1～R7. 9. 30）の収入見込額が 130 万円未満（60 歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は 180 万円未満）であり、その他の認定要件も満たしていれば、10 月 1 日から被扶養者として認定することができます。



《異動年月日（認定日）について》

Q 4. 制度改正に伴い、被扶養者の認定を申請したいと考えていますが、その場合の異動年月日（認定日）はいつになりますか。

A 4. すでに失業給付金を受給中の方が今回の制度改正により認定要件を満たすこととなった場合の異動年月日（認定日）は、令和6年10月1日となります。

ただし、10月1日から1か月を超えて、健康保険組合に『被扶養者異動届』等の申請書類（一式）が提出された場合は、その書類を受け付けした日（受理日）が異動年月日（認定日）となりますので、ご注意ください。

《被扶養者認定手続きについて》

Q 5. 被扶養者の認定を申請したいと考えていますが、申請時点では失業給付金の受給額が分かりません。その場合の手続方法について教えてください。

A 5. 失業給付金の受給額は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間および離職理由などによって異なります。まずはお近くのハローワークにお問い合わせください。

◆ [ハローワークインターネットサービス - 雇用保険手続きのご案内 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

Q 6. 被扶養者の認定を申請したいと考えていますが、現在、失業給付金の受給申請手続きのため、申請時に添付書類として必要な「雇用保険受給資格者証」が手元にありません。その場合、どうしたらいいですか。

A 6. 被扶養者認定事務取扱要則に定める「被扶養者異動届の添付書類一覧表」に基づき、必要書類をご準備のうえ、申請手続きを行ってください。

なお、失業給付金の受給申請手続きのため、申請時点で「雇用保険受給資格者証」が手元になく、提出が困難な場合は、後日、取得後速やかにご提出いただければ結構です。

《その他》

Q 7. 被扶養者の認定を申請した内容に一部誤りがあり、認定要件を満たしていないことが分かりました。その場合の手続方法について教えてください。

A 7. まずは、中国電力健康保険組合までご連絡ください。【代表電話：082-544-2844】

申請内容の一部に誤りがあり、認定要件を満たしていないことが分かった場合は、異動年月日（認定日）に遡って、資格喪失手続きを行うこととなりますので、ご了承ください。

Q 8. 制度改正に伴い、これまで公務員であった配偶者について、被扶養者の認定を申請したいと考えていますが、問題はありますか。

A 8. 問題ありません。

今回の制度改正に伴い、被扶養者の認定を申請する場合で認定対象者がこれまで公務員であった方は「雇用保険の失業給付金」を『失業者の退職手当』と読み替え申請の手続きを行ってください。

以 上

健康保険 被扶養者異動届

届出	令和 年 月 日	
被 保 険 者	被 保 険 者 証	
	記号	番 号
	氏名	所 属 事業所
	生年 月日	昭和 年 月 日 平成
		〒 () (内線 -) Tel () - ()

認定・削除を申請する家族	氏 名	性別	生 年 月 日	続柄	個 人 番 号 (マイナンバー) 認定時のみ記入	届 出 事 由	異動年月日 (認定・削除)	国内での 住民票の 有無	居住して いる県 (届出事由欄で 後期高齢を選択 した場合記入)				
	フリガナ	男 女	昭和 平成 令和	年 月 日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">認定</td> <td>入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他</td> </tr> </table>	認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他	削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他	令和	あり なし
認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他												
削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他												
フリガナ	男 女	昭和 平成 令和				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">認定</td> <td>入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他</td> </tr> </table>	認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他	削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他	令和	あり なし	鳥取・島根 岡山・広島 山口・その他 ()
認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他												
削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他												
フリガナ	男 女	昭和 平成 令和				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">認定</td> <td>入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他</td> </tr> </table>	認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他	削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他	令和	あり なし	鳥取・島根 岡山・広島 山口・その他 ()
認定	入社・出生・結婚 任継資格喪失・扶養異動 離職・収入減・その他												
削除	結婚・就職・収入超過 離婚・後期高齢・死亡 扶養異動・その他												

備考 (届出事由が「その他」の場合、具体的に記載してください。) (国内に住民票がない場合、その理由を記入してください。)

被保険者 確認欄	<input type="checkbox"/>	この届出については、下記①または②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人（被保険者）が作成したものである。 ② 記載内容については誤りがなければ申請者本人が確認している。
---------------------	--------------------------	---

健 保 組 合	伺			決 定 年 月 日	入 力	証
	常務理事	事務長	担当	年 月 日		

事 業 主	事実と相違ないことを証明します。	
	主 管	各長 担当

受 付 印

※ 被扶養者の異動に関しては、健康保険法施行規則第38条第1項により、事業主を経由し届け出ることとされています。

扶養状況届 1/2頁

(子の出生以外のとき)

被保険者証の 記号・番号	-	被保険者 氏名	認定対象者 氏名	続柄	年齢
-----------------	---	------------	-------------	----	----

■本書は、原本を被扶養者異動届に添付して提出してください。 ※これから扶養の申請をする者を「認定対象者」といいます。

■太枠内の該当する部分に、チェック(✓または○)および必要事項をご記入ください。

1. 扶養申請理由

被扶養者として認定されるには、調査対象者の年間収入額が認定基準を満たしていることは勿論のことですが、被保険者により生計を維持されている(主に被保険者の収入により生活している)ことが認定の要件として必要となります。

(1)今回、扶養申請を行う理由、扶養するに至った経緯、現在の扶養実態等を詳しく記入してください。

2. 認定対象者が今まで加入していた、もしくは、現在加入している医療保険について記入してください。

(1) 医療保険の種類

<input type="checkbox"/> 国民健康保険
<input type="checkbox"/> その他(名称:)の被保険者・被扶養者 健康保険証の(記号 . 番号)
<input type="checkbox"/> 未加入(平成・令和 年 月 から未加入)

(2) 資格喪失年月日 令和 年 月 日 資格喪失前の方は、右記へ○をしてください → 喪失前

3. 異動日を含む過去1年間に該当するすべての項目について記入してください。

	事由発生日 ※事実発生日をご記入ください	
<input type="checkbox"/> 被保険者の入社、または任意継続資格の取得	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 被保険者の雇用区分等が変更になった ※退職や雇用期間満了後の再雇用を含む	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)退職した、パート・アルバイトを辞めた	令和 年 月 日	
雇用保険の失業給付(公務員のときは「失業者の退職手当」)について、次に該当する項目にチェックをしてください。		
<input type="checkbox"/> 受給する(求職の申込みをしている、または申込みをする)・受給している	失業給付金受給額算定額	
<input type="checkbox"/> 受給の延長を申請する・受給の延長を申請している	所定給付日数	基本手当日額
<input type="checkbox"/> 受給しない(受給を放棄し、認定後も受給しない)		
<input type="checkbox"/> 非該当(未加入・加入期間未達・その他())	日	円
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)任意継続被保険者資格を喪失した	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)被保険者と結婚(入籍・挙式)した	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)離婚した、もしくは、認定対象者の両親が離婚した	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)被保険者と同居した	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)自営業・農業・個人事業等を廃業した	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者の)収入が減った	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> (認定対象者を)今まで扶養していた方が被用者保険の被保険者資格を喪失した ◆「認定対象者を今まで扶養していた方」とは、「被保険者」以外の方を示します。	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月 日	

4. 被保険者と認定対象者の世帯状況について

(1) 同居・別居区分について記入してください。 ※被保険者の会社都合による単身赴任は、同居として取り扱います。

被保険者と同居している 被保険者と別居している ⇒ 別居を開始した月 : 昭和・平成・令和 年 月

(注) 被保険者と認定対象者の住民票が一緒(同一世帯)であっても、生活実態が別々の住居に居住しそれぞれが生活を営んでいる場合は『別居』として取り扱います。

(2) (1)で、「被保険者と別居している」場合、その理由について記入してください。

<input type="checkbox"/> (認定対象者が)大学や専門学校等に通っている(学校名)
<input type="checkbox"/> (認定対象者が)特別養護老人ホームや障害者施設等に入所している(施設名)
<input type="checkbox"/> 上記以外(理由)

(3) 仕送り状況(今後の予定)等について記入してください。

① 1か月当たりの仕送り額	円	② 年間仕送り総額	円
③ 仕送り方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金書留での送金 <input type="checkbox"/> その他()		
④ 仕送り頻度	<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 毎月ごと <input type="checkbox"/> その他()		

5. 認定対象者の年間収入

◆ 該当するすべての項目について記入 ◆

(1) 認定対象者の収入状況を記入してください。

	異動日前年(1~12月)の 収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	円	円
② 非課税交通費	円	円
③ 年金収入(障害、遺族、国民、厚生、共済、企業、個人年金等)	円	円
④ 事業収入(総収入額から直接的必要経費を控除した額)	円	円
⑤ 株等の資産運用で得た収入(譲渡価格から取得価格を控除した額)	円	円
⑥ 雇用保険失業給付、公務員のときは「失業者の退職手当」	円	円
⑦ 傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金・生活保護費	円	円
⑧ 雑収入(原稿料、印税、講演料、利子収入、配当金収入など)	円	円
⑨ 他者(被保険者以外の者)からの援助 (養育費、慰謝料、親族からの仕送りなど継続的に支払われているもの)	円	円
⑩ その他、生活費に充当できる収入 (内容:)	円	円
合計金額 ※収入が全くない場合は『0円』と記入してください。	円	⑪ 円

6. 認定対象者の配偶者について

◆ 認定対象者が、被保険者の配偶者の場合は記入不要 ◆

民法上、夫婦には相互扶助関係があるため、認定対象者に配偶者がいる場合、その配偶者によって認定対象者の生計が維持されている状態か否かについて確認します。

(1) 「認定対象者の配偶者」の有無等について記入してください。

<input type="checkbox"/> 配偶者あり ⇒ 中国電力健康保険組合の加入者	⇒	配偶者の前年の収入実績額	円
<input type="checkbox"/> 配偶者あり ⇒ 他の医療保険制度に加入		配偶者の今後1年間の収入見込額	円
<input type="checkbox"/> 配偶者なし ⇒ 未婚			
<input type="checkbox"/> 配偶者なし ⇒ 死亡 (年 月)	⇒	遺族年金 <input type="checkbox"/> あり(受給中・手続中) <input type="checkbox"/> なし	
<input type="checkbox"/> 配偶者なし ⇒ 離婚 (年 月)			

扶養状況届 2/2頁

7. 被保険者の年間収入

◆ 該当するすべての項目について記入 ◆

(1) 被保険者の収入状況を記入してください。	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	円	円
② 非課税交通費	円	円
③ 事業収入(直接的必要経費を控除した額)	円	円
④ 株等の資産運用で得た収入(取得価格を控除した額)	円	円
⑤ 傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金	円	円
⑥ その他()	円	円
合計金額	円 ⑦	円

8. 被保険者の配偶者について

◆ 認定対象者が、被保険者の配偶者の場合は記入不要 ◆

夫婦共同で扶養している場合の被扶養者の認定にあたっては、「被扶養者とすべき人数にかかわらず、今後1年間の収入(見込)の多いほうの被扶養者とする」となっているため、双方の今後1年間の収入見込額(ただし、離職や休職等、特段の環境変化がない場合は前年の収入実績額)により、主たる生計維持者を判断します。
なお、年間収入の差額が、年間収入が多い方の1割以内である場合は、被保険者の届出により、被保険者を主たる生計維持者と判断することができます。

(1) 「被保険者の配偶者」の有無等について記入してください。

「配偶者なし」のときは、(2)、(3)および(4)については、記入不要です。

配偶者あり

配偶者なし ⇒ 死別 離婚 未婚 その他()

(2) 「被保険者の配偶者」が、現在加入している医療保険について記入してください。

「中国電力健康保険組合の被扶養者」のときは、(3)および(4)については、記入不要です。

<input type="checkbox"/> 中国電力健康保険組合の被扶養者	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会(協会けんぽ)	<input type="checkbox"/> 共済組合
<input type="checkbox"/> 中国電力健康保険組合の被保険者	<input type="checkbox"/> 国民健康保険または国民健康保険組合	<input type="checkbox"/> 他の健康保険組合

(3) 「被保険者の配偶者」の今後の就労予定について記入してください。

<input type="checkbox"/> 休職(産休、育休等)する	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定のときチェック <input type="checkbox"/>)
<input type="checkbox"/> 現在、休職中だが復職する	令和 年 月 日 (予定のときチェック <input type="checkbox"/>)
<input type="checkbox"/> 退職する	令和 年 月 日 (予定のときチェック <input type="checkbox"/>)

(4) 「被保険者の配偶者」の収入状況を記入してください。

(4) 「被保険者の配偶者」の収入状況を記入してください。	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	円	円
② 非課税交通費	円	円
③ 事業収入(直接的必要経費等を控除した金額)	円	円
④ 株等の資産運用で得た収入(取得価格を控除した額)	円	円
⑤ 傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金	円	円
⑥ その他()	円	円
合計金額	円	円

9. 扶養能力

◆ 認定対象者および被扶養者が、配偶者・子(未成年または学生)のみである場合は記入不要 ◆

認定対象者の年間収入 (項番「5」(1)①の金額)	比較	被保険者の年間収入 (項番「7」(1)⑦の金額)	世帯人数 (被保険者・被扶養者・認定対象者の合計人数)
円		円	人

10. 収入比較【別居の場合】

◆ 認定対象者が、配偶者・子(未成年または学生)の場合は記入不要 ◆

被保険者世帯 (被保険者と、被保険者と同居する被扶養者)	比較	別居世帯 (認定対象者と、認定対象者と同居する全員)	
被保険者の年間収入(項番「7」(1)⑦の金額) - 認定対象者への仕送り額(項番4(3)②の金額) + 認定対象者以外の家族への仕送り額		別居世帯全員の総収入 + 被保険者からの仕送り額(項番4(3)②の金額)	
円	人	円	人
円		円	

11. 特記事項 (項番「1」~「10」までの内容で補足・特記すべきことがあれば記入してください。)

12. 誓約

今回、本書に記載した届出内容は、事実と相違ありません。

なお、収入の申告漏れや雇用保険受給開始、別居世帯の被扶養者への送金不備、送金証明の紛失などにより、今回の届出内容が、事実と相違した場合には、中国電力健康保険組合の被扶養者認定事務取扱要則に基づき、適用の日(認定された日)に遡って認定の取消しを行うとともに、保険給付費等の返還について中国電力健康保険組合の意向に従います。

また、今後、収入額の増加や扶養実態の変化等により、被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者資格の喪失手続きを行います。

令和 年 月 日 (注)被保険者が署名できないときは押印が必要です。

被保険者(署名)

【個人情報に関して】

○ 中国電力健康保険組合 個人情報保護ポリシー(基本方針)に則り、取り組みを推進しています。
○ 次に示すいずれかに該当した場合は、予め本人の同意を得ないで当該利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱うことがあります。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身分または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

事業主	事実と相違ないことを証明します。		健保受付印
	主 管	各 長	